

視 Point of View 点

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 副議長

ながおか たかし
長岡 隆



世界の監査監督の充実に向けて 役割を増すIFIAR

2021年4月に開催された監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators : IFIAR) の本会で、IFIAR副議長に選出されました (任期は約2年間)。アジアからの副議長選出は、2006年のIFIAR設立後初であり、非常に光栄なことであると受け止めております。

この節目に、本稿では、IFIAR副議長として、IFIARの概要や主な活動を紹介し、今後の抱負についても述べたいと思います。

1. 監査監督当局の国際機関として — IFIARの概要と活動

(1) IFIARの設立経緯・概要

2000年代初頭の一連の不正会計事件を契機に、監査品質の確保のため世界各国で監査業界から独立した監査監督当局が設立され、日本でも2004年に公認会計士・監査審査会が設置されました。こうした動きの中、国際的にもグローバルな監査品質の向上に対する意識が高まり、2006年、各国・地域の監査監督当局により構成される国際機関としてIFIARが設立されました。IFIARでは、メンバー当局の監査監督に係る課題や経験に関する対話や知見共有のためのプラットフォームを提供することにより、監査監督における協調や一貫性を促す取組等を行っています。現在、IFIARには、54か国・地域の監査監督当局が加盟しており、2021年4月からは、米国が議長、日本が副議長を務めています。

(2) IFIARの主な活動と組織構成

IFIARは、代表理事会の下に複数のWG (ワーキンググループ) やTF (タスクフォース) を設置しており、6大監査ネットワークや投資家等との対話、メンバー当局間の検査等監督手法・経験の共有、監査基準などの設定主体に対する意見発信、テクノロジー監査ツールによる監査品質への影響に係る議論など様々な活動を行っています。

IFIARの活動のうち、主なものを3点紹介させていただきます。

① 6大監査ネットワークとの対話

IFIARは、グローバルな監査品質の向上を目的として、6大監査ネットワークと様々なテーマで継続的な対話を行い、最新の情報をメンバー当局に還元しています。最近では、コロナ禍における監査・会計上の課題について意見聴取するとともに、コロナに伴う困難な環境下においても、基準に準拠した高品質の監査を継続して実施することの意義を確認しました。また、ISQM1¹の導入に向けた進捗状況や、品質管理のための態勢整備等についても聴取し、メンバー当局に情報共有しています。

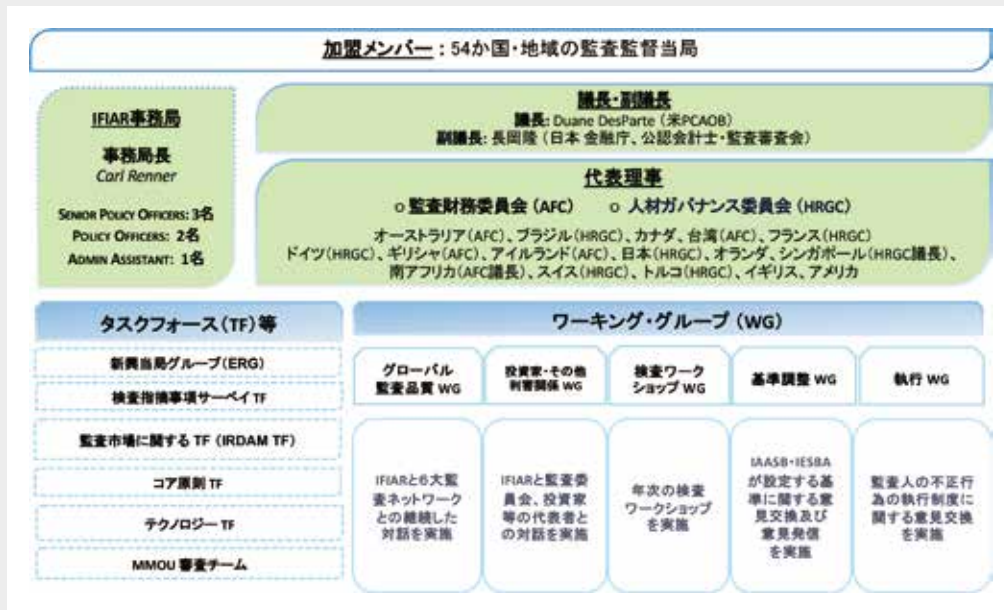
② 検査指摘事項報告書

IFIARは、2012年以降、毎年、メンバー当局による6大監査ネットワークのメンバーファームの品質管理態勢及び個別監査業務に対する検査結果を集計し、報告書として公表しています。本報告書では、検査の指摘の全般的な傾向を明らかにする一手段として、不備が指摘された割合等の定量的情報を時系列で提供しています。個別監査業務の指摘率は、2014年以降、緩やかな低下傾向にありますが、同質の指摘が再発し、指摘率も引き続き一定の水準にあるため、高品質な監査の一貫性ある実施に向けた努力の継続が望まれます。本報告書の公表を通じ、監査事務所に対し、品質管理態勢において改善が必要となる分野の特定と課題対応を推奨しており、また、監査品質に係る数値化された情報を活用することで、6大監査ネットワークや金融安定理事会 (FSB) との対話の意義を向上させています。

③ メンバー当局による監査市場での取組に関する報告書

欧州における監査改革の議論の高まりを受けて、メンバー当局による監査市場での課題に関する取組を把握するため、2019年5月、広範なサーベイを実施しました。監査人の選任・継続監査期間、共同監査、監査業務と非監査業務の提供、監査関連情報の透明性、監査法人のガバナンス・文化を対象としており、これらをまとめた報告書を2021年7月に公表²しました。本報告書では、多くの当局が監査法人の継続監査期間を制限する規則を設けていること、半数超

図表 IFIARの組織図



の当局がPIEs³の監査を行う監査法人の裾野を広げるための要素を規制に盛り込んでいること、ほぼ全ての当局が非監査業務の提供を制限しつつも、その範囲や程度は異なっていることなど、IFIARメンバー各国・地域における監査市場の特徴や取組を紹介しています。

2. IFIARと日本 — ホスト国として、副議長国として

(1) 金融庁とIFIARの関係

2017年、IFIARはガバナンス改革を実施し、その運営についての意思決定機関である代表理事会を設置するとともに、東京に本部常設事務局⁴を置くことを決定しました。これにより、IFIARは日本に本部を置く初の金融系国際機関となりました。金融系国際機関の本部は、もっぱら欧米に拠点が置かれていますが、このIFIAR事務局の東京誘致は、我が国の国際的地位の向上や東京の国際金融都市化の観点からみて画期的な出来事といえます。

こうした背景もあり、金融庁は、様々な形でIFIARの活動に貢献してきました。国際的にも珍しい一元的な金融監督当局としての知見を活用しつつ、IFIARの代表理事会及び全てのWGに参加してきました。また、2016年には、多様なステークホルダーからなる「日本IFIARネットワーク」を立ち上げ、日本の監査関連分野における動向をIFIAR事務局に共有するなど、ホスト国として、事務局の運営を継続的に支援しています。

(2) 副議長としての抱負

日本は、副議長国となったことで、IFIARの組織運営の責任者となり、活動をリードしていく立場となります。IFIARを組織としてどのように発展させていきたいか、ここで個人的な思いを述べたいと思います。

IFIARは、多様な国・地域・環境にある監査監督当局が集った国際機関であり、その本来的な役割であるメンバー間の情報共有や能

力強化といった機能を最大限発揮するためには、各メンバーの多様性を尊重しつつ、包摂的な文化を醸成することが重要であると考えております。権能も発展段階も異なる各メンバー当局の様々な声に耳を傾けつつ、メンバー間及びステークホルダーとの協調や連携を促進することで、メンバーを含む多くの関係者から信頼される組織でありたいと考えております。

また、世界経済の中で高い成長が期待されるアジアに本部を置いていることは、欧米に所在する他の国際機関にはない強みでもあると考えています。まだIFIARに加盟していない、アジアの経済大国の監査当局に対するアウトリーチにも努めつつ、一つずつ丁寧に役割を果たしていくことにより、IFIARの存在感をますます高めていきたいと考えております。

3. むすび

高品質な監査を通じた財務報告の質の向上は、資本市場の信頼性を担保し、ひいては金融安定の基盤となるものです。そして、これを実現するためには、公認会計士をはじめとした監査に関わる多様なステークホルダーの皆様の取組と有機的な連携が不可欠です。コロナの影響やテクノロジーの進歩等の環境変化や、ISQM1の適用、更にはサステナビリティ開示といった新たな動きもある中、公認会計士の皆様のみならずの活躍が期待されます。IFIARとしても、公認会計士の皆様との対話や連携を大切にしながら、ともにグローバルな監査品質の向上とその先にある公益の実現に貢献していきたいと考えております。

〈注〉

- 1 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が公表した「監査事務所における品質マネジメント」のための新しい基準であり、2022年12月より適用開始予定。
- 2 原文リンク <https://www.ifiar.org/?wpdmid=13063>
- 3 Public Interest Entitiesの略であり、上場企業等の社会的影響度の高い事業体を指す。
- 4 事務局のオフィスは、大手町フィナンシャルシティのグランキューブに所在。